

令和8年1月
左京区役所地域力推進室

〔総務・防災・地域連携促進担当 小巻、河瀬〕
TEL : 075-702-1001
FAX : 075-702-1301

仕様書

件名	令和8年度ガス冷暖房切替点検調整業務委託
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約条件	<p>1 履行場所 旧岩倉証明書発行コーナー（京都市左京区岩倉中町425番地）</p> <p>2 委託機器</p> <p>(1) ガス冷暖房機アロエース CH-K20PC (1台) (2) クーリングタワー CT-K20P (1台) (3) 遠隔操作ボックス DCP-N1 (1台)</p> <p>3 業務内容</p> <p>(1) 冷房シーズンイン切替点検調整時の作業</p> <p>ア 本体の設置状況（水平調整・水漏れ・ガス漏れ・PDセルヒーター） イ 本体各部の温度設定 ウ 電装品点検調整（保安装置・制御装置・各温度サーモ） エ 燃焼系統点検調整（ガス圧・風圧・各電磁弁・排気ガス分析） オ 凝縮器・吸収器温度測定による汚れ点検 カ 冷却水・冷温水各機内圧力損失の測定 キ クーリングタワー点検・清掃 ク 本体真空度実測・抽気作業 ケ その他</p> <p>(2) 冷房シーズン中間点検時の作業</p> <p>ア 本体各部の温度測定 イ 燃焼系統点検調整（ガス圧・風圧・各電磁弁・排気ガス分析） ウ 凝縮器・吸収器温度測定による汚れ点検 エ クーリングタワー点検・清掃 オ 本体真空度実測・抽気作業 カ ファンコイルユニットフィルター清掃</p> <p>(3) 暖房シーズンイン切替点検時の作業 上記3-(1)の作業内容に準ずる</p> <p>(4) 暖房シーズン中間点検時の作業 上記3-(2)の作業内容に準ずる ※ ただし、3-(2)-エ及びオは除く</p>

契 約 条 件	<p>4 作業回数</p> <table> <tbody> <tr> <td>(1) 冷房シーズンイン切替点検調整</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>(2) 冷房シーズン中間点検</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>(3) 暖房シーズンイン切替点検調整</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>(4) 暖房シーズン中間点検</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>(5) ファンコイルユニットフィルター清掃 (冷・暖房各中間点検時)</td><td>1回</td></tr> </tbody> </table> <p>5 再委託等の禁止 本業務については、再委託を認めない。</p> <p>6 委託料の支払い 委託料は、半期ごとに、当該期間の業務終了後、契約金額の2分の1の金額を支払うものとする。ただし、2分の1の金額に円未満の端数が生じる場合は、前期分に加算して支払う。</p> <p>7 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 作業の実施日時は、入居者と直接調整する。 (2) 実施日時確定後、左京区役所に日時を報告する。 	(1) 冷房シーズンイン切替点検調整	1回	(2) 冷房シーズン中間点検	1回	(3) 暖房シーズンイン切替点検調整	1回	(4) 暖房シーズン中間点検	1回	(5) ファンコイルユニットフィルター清掃 (冷・暖房各中間点検時)	1回
(1) 冷房シーズンイン切替点検調整	1回										
(2) 冷房シーズン中間点検	1回										
(3) 暖房シーズンイン切替点検調整	1回										
(4) 暖房シーズン中間点検	1回										
(5) ファンコイルユニットフィルター清掃 (冷・暖房各中間点検時)	1回										